

立川市立学校の学校給食費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の公会計化に伴い必要な事項を定めるため。

立川市立学校の学校給食費に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 教職員等 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める小学校及び中学校に勤務する教職員、立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第1条に規定する立川市学校給食施設に勤務する職員その他児童又は生徒以外で学校給食を受ける者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、保護者及び教職員等から学校給食費を徴収し、適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第4条 市長は、学校給食費の管理に必要な事項を記録した台帳を備え付けなければならない。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(学校給食費の納付)

第7条 保護者及び教職員等は、学校給食費を規則で定める日（以下「納期限」という。）までに納付しなければならない。

（遅延損害金）

第8条 保護者及び教職員等は、納期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

2 遅延損害金の算定方法は、規則で定める。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

(1) 立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校、立川市立新生小学校及び立川市立若葉台小学校 施行日

(2) 立川市立学校設置条例別表に定める前号に掲げる小学校以外の小学校及び中学校 令和5年8月1日

3 この条例の規定による学校給食費の徴収又は管理の実施に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、行うことができる。

